

京都市後期高齢者医療保険料口座振替事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律第107条の規定に基づき普通徴収する後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）の納付義務者が、京都市会計規則（以下「規則」という。）に定める口座振替又は自動払込み（以下「口座振替」という。）の方法により保険料を納付する場合の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(対象保険料)

第2条 口座振替の方法により納付できる保険料は、現年分の保険料とする。

(対象者)

第3条 対象者は、前条に掲げる保険料の納付義務者のうち、希望する者とする。

(取扱金融機関)

第4条 口座振替の方法を取り扱うことができる金融機関は、京都市指定金融機関又は京都市収納代理金融機関の指定を受けている金融機関（以下「収納機関」という。）とする。

2 収納機関は、第7条第1項に規定する納付書の受領その他の事務の取りまとめを行うため、収納機関の店舗等のうちの一つを取りまとめ店に指定するものとする。

(指定口座)

第5条 口座振替の取扱いができる口座は、別に定める口座のうち、納付義務者が指定した本人名義の口座又は口座名義人の承諾がある本人名義以外の口座（以下「指定口座」という。）のうちの一つとする。

(開始手続)

第6条 指定口座から口座振替の方法により保険料を納付しようとする納付義務者は、規則第31条第1項の規定に基づき、収納機関を通じ京都市長（以下「市長」という。）に届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する届出が適当と認めた場合は、第11条第2号に規定する期日ごとに、当該情報を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に登録し、口座情報磁気ファイルとして整備するものとする。

(納付書等の交付)

第7条 京都市は、第11条第1号に規定する振替日の属する納期毎に、口座情報磁気ファイルに登録のある納付義務者に当該納期に納付すべき保険料があるときは、第11条第3号に規定する期日までに収納機関の取りまとめ店に対して納付書を交付するものとする。この場合において、収納機関が求め京都市が必要と認めるときは、納付書に代えて、納付書の内容を記録した電磁的記録（以下「納入データ」という。）を当該収納機関等にデータ伝送する。

2 前項の規定によりデータ伝送を受けた収納機関は、第8条第3項に基づく通知を行う場合を除き、当該納入データの内容を変更してはならない。

（納付手続等）

第8条 収納機関は、第11条第1号に規定する振替日に、第7条第1項の規定により交付を受けた納付書又は納入データ（以下「納付書等」という。）の金額を納付義務者の指定口座から引落とし、領収しなければならない。ただし、振替日において別に定める理由により口座振替できないこと（以下「振替不能」という。）が生じたときは、この限りでない。

2 収納機関は、前項に規定する口座振替を行ったときは、速やかに当該収納金を京都市に納付しなければならない。

3 収納機関は、第1項に規定する口座振替の結果について、指定金融機関等を通じて京都市に通知しなければならない。この場合において、第1項ただし書きに該当する場合にあっては、当該理由も通知するものとする。

（領収書等の取扱い）

第9条 収納機関は、第8条第1項本文に規定する口座振替を行ったときは、規則第44条第2項の規定にかかわらず、納付義務者からの申出により、規則第44条第3項の規定に基づき、領収書（データ伝送を受けた収納機関にあっては、振替済通知書）の交付を省略することができる。

（振替不能保険料の納付）

第10条 市長は、収納機関から第8条第3項に規定する振替不能に係る通知を受けたときは、当該納付義務者に振替不能となった理由及び納付すべき保険料を通知するものとする。

2 前項の規定に基づく通知を受けた納付義務者は、当該通知に係る保険料を別に定める方法で速やかに納付しなければならない。

（振替日等）

第11条 口座振替の振替日又は事務取扱に係る期日は、次の各号によるものとする。

（1）振替日 毎月27日。ただし、当該日が収納機関の休業日にあたる場合は、その

翌日以降最初に到来する収納機関が休業していない日(以下「営業日」という。)

- (2) 納付義務者が提出する口座振替の方法による納付を開始し、又は取りやめようとする届出書が収納機関を通じて保健福祉局生活福祉部保険年金課収納事務分室に到達する期日 毎月月末。ただし、6月においては18日、3月においては26日。また、国民の祝日に関する法律に定める休日又は土曜日等にあたる日となる場合は、その前の平日となる日。
- (3) 口座振替を行うために納付書等を京都市において交付する期日 当該振替日の前の営業日から起算して5営業日前となる日。
- (4) 口座振替を行うために納付書等を交付したもののうち、京都市の都合により振替を中止するために行う収納機関への通知期日 当該振替日の前の営業日から起算して3営業日前となる日。ただし、やむを得ない事情により行う場合は、この限りでない。
- (5) 振替結果を京都市に通知する期日 当該振替日から起算して4営業日以内となる日。ただし、データ伝送の場合は、当該振替日から起算して3営業日以内となる日。

(取消手続)

- 第12条 当該指定口座から口座振替の方法により保険料を納付していた納付義務者が、口座振替の方法による納付を取りやめようとする場合は、第6条第1項の規定を準用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長又は収納機関が必要と認めたときは、当該納付義務者からの口座振替の方法による保険料の納付を中止することができる。この場合は、相互に通知するものとする。

(指定口座の異動等)

- 第13条 収納機関は、金融機関の合併又は金融機関の店舗の統廃合等収納機関の都合により指定口座の異動等を生じさせるときは、速やかに、文書によりその内容を京都市に報告し、必要な指示を受けなければならない。
- 2 前項の規定による報告を行ったときは、第6条第1項及び第12条の規定にかかわらず、収納機関が納付義務者に代わって届出をすることができる。

(取扱手数料)

- 第14条 口座振替の方法による納付に係る取扱手数料は、京都市指定金融機関の事務取扱等に関する契約書及び京都市収納代理金融機関の事務取扱に関する契約書に定めるところによる。

(守秘義務)

第 15 条 収納機関は、第 7 条の規定により交付される納付書及びデータ伝送による納入データから知り得た情報を漏らし、又は利用目的以外に使用してはならない。

(雑則)

第 16 条 この要綱の実施について必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

(適用)

2 この要綱の規定は、平成 20 年 4 月 1 日の保険料から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 1 月 1 日から実施する。